

7. 表面処理 ピンの表面処理は、一般に施さない。ただし、銅ピンの場合は、供給時にさび止め油を塗布する。
なお、めっきその他の表面処理を必要とする場合は、注文者が指定する。

8. 検 査

- (1) 硬さ検査 ピンの硬さ検査は、JIS Z 2244(ビッカース硬さ試験方法)又はJIS Z 2245(ロックウェル硬さ試験方法)に規定する試験方法によって行い、ピンの端部又はテーパ部の硬さが3.の規定に適合しなければならない。
なお、ピンの硬さは、ビッカース硬さ又はロックウェル硬さのいずれによってもよいが、硬さの測定値に疑義が生じた場合は、ビッカース硬さによって合否を決める。
- (2) 形状・寸法検査 ピンの形状・寸法検査は、直接測定、限界ゲージその他の方法によって行い、4.の規定に適合しなければならない。
- (3) 外観検査 ピンの外観検査は、目視によって行い、5.の規定に適合しなければならない。ただし、テーパ部の表面粗さは、JIS B 1071(ねじ部品の精度測定方法)に規定する表面粗さの測定方法又はこれに代わる方法によって行う。
- (4) 受渡検査 受渡時のロットに対する抜取検査方式は、受渡当事者間の協定による。

9. 製品の呼び方 ピンの呼び方は、規格番号又は規格名称、等級、呼び径×長さ(l)及び材料による。ただし、特に指定事項のある場合は、その後に付け加える。

例：JIS B 1352	1 級	6 × 70	S 45 C - Q
テーパピン	2 級	6 × 70	S U S 303
 (規格番号又は規格名称)	 (等級)	 (呼び径×長さ)	 (材 料)

10. 包装の表示 包装には、外面に次の事項を表示しなければならない。

- (1) 規格名称
- (2) 等 級
- (3) 呼び径×長さ
- (4) 材 料
- (5) 数量・指定事項
- (6) 製造業者名又はその略号